

学校いじめ防止基本方針

大阪府立かわち野高等学校
令和6年5月1日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念 ----- 2
2. いじめの定義 ----- 2
3. いじめ防止のための組織 ----- 3
4. 年間計画 ----- 4
5. 取扱状況の把握と検証（PDCA） ----- 4

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方 ----- 5
2. いじめ防止のための措置 ----- 5

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方 ----- 6
2. いじめの早期発見のための措置 ----- 7

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方 ----- 7
2. いじめの発見・通報を受けたときの対応 ----- 7
3. いじめられた生徒又はその保護者への支援 ----- 8
4. いじめた生徒への指導又は保護者への助言 ----- 8
5. いじめが起きた集団への働きかけ ----- 8
6. ネット上のいじめの対応 ----- 9
7. 重大事への対応 ----- 9

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたり内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な心身の成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そうすることが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格やすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、全ての教育活動を通し、人権活動を計画的・総合的に推進し、差別をしない・させない取り組みや、生徒を犯罪の被害者にも加害者にもさせないため、「命の大切さ」を基盤とした教育に取り組んでいる。

また、多様な個性をもつ生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、安全で安心な学びの場で、思いやりと感謝の気持ちを大切に、人権尊重の教育を推進して、互いに認め合い尊重しあう「豊かな心」をはぐくむことを「めざす学校像」としている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義<いじめ防止対策推進法第2条（定義）>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人間関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など

物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること

- ・個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることではなく、被害生徒の立場に立って行うこと
- ・いじめの認知（事実関係の把握といじめであるかどうかの判断）は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織で行う。
- ・例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、学校いじめ対策組織で、法に定められた「いじめの定義」に照らしていじめの認定を行う必要がある。
- ・具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - *冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - *仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- * 金品をたかられる。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- * パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをする。 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、学年主任、生徒指導部長、養護教諭、教育支援委員長、人権教育推進委員長、必要に応じてスクールカウンセラー、関係職員 等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- イ いじめの未然防止・再発防止
- ウ いじめの早期発見・事案対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画の進捗状況のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

かわち野高等学校 いじめ防止教育年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 個人面談 人権アンケート実施	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人面談	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人面談	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習 体育祭	校外学習 体育祭	校外学習 体育祭	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 人権 HR	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 人権 HR	教職員間による公開授業週間 （わかる授業づくりの推進）
7月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	第2回委員会（いじめ等アンケートの確認・進捗確認）
9月	人権 HR			上半期のいじめ状況調査
10月				教職員間による公開授業週間 （わかる授業づくりの推進）
11月	文化祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	文化祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	文化祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	
12月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施 人権 HR（アンケート）実施	第3回委員会（いじめ等アンケートの確認・状況報告と取組みの検証）
1月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施		第4回委員会（いじめ等アンケートの確認・年間の取組みの検証）
2月				
3月				

5. 取組状況の把握と検証（P D C A）

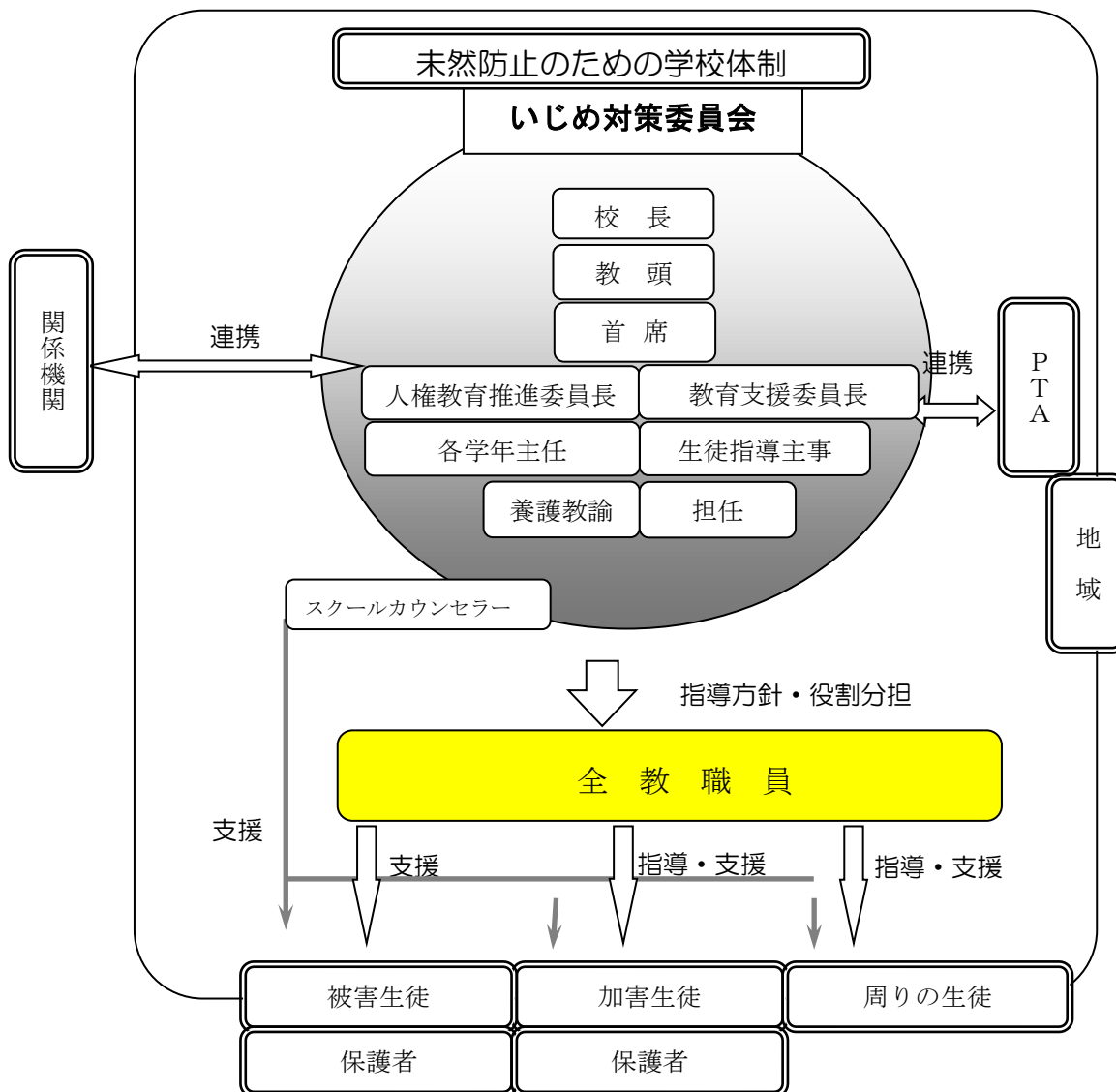
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、いじめ対策委員会を、各年度初め及び学期末に1回、年4回開催し、いじめ基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか、取組が計画通りに進んでいるかを確認し、事例検討や検証等、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然・再発防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力を身につけ、感受性を磨き、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めて行くことが必要である。



2. いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図る。生徒に対しては、全校集会やHR活動などで校長や教職員が日常的にいじめ問題について触れることで「いじめは人間として絶対許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が他者と心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的

に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う必要がある。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、授業について行けない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう一人ひとりを大切にしたり、分かりやすい授業づくりを進める。また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。分かりやすい授業づくりを進めるために、授業アンケートによる現状把握を行い、外部への授業参観や教職員による授業公開・授業研究などに取り組む。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるため、修学旅行や校外学習、学年行事などの特別活動、文化祭や体育祭、部活動等の生徒会活動の活性化を図り、多様な活動の中での仲間作りに取り組む。

これらの多様な活動の取り組みの中で、ストレスに適切に対処できる力を育む。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方を確認するとともに、日常の生徒の動向や教育相談の内容に注意を払う。また、教職員に対して、これまでの事例等を参考に、具体的な指導上の留意点等の研修により確認し、その防止に努める。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むため、全ての生徒に対して、学習活動や特別活動、生徒会活動等の教育活動全体を通して生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供するための取組を進める。その際、家庭や地域の異校種、社会資源等の連携活動の中でも、自己有用感、自己肯定感を育むための取組を進める。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権HR・特別活動・生徒会活動等を通し、生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組ができるよう、注意を払って指導していく。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。特に、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある生徒がいじめ被害にあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員は何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力とよりよい集団にしていこうとする確かな行動力が求められる。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめの早期発見のためには、日常的に生徒と適切な関わりを持ち、欠席・遅刻の増加や服装の乱れ、クラスの雰囲気等、ささいな兆候を的確に捉える必要がある。その際、「いじめではないか」という疑いがある時は、「些細なトラブル程度だから、いじめではない」と判断したり、「被害生徒にも問題がある」等事態を軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

また、人権HR実施時に「いじめに対するアンケート」や「安全で安心な学校生活を過ごすために」等のアンケートを行い、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

定期的な教育相談として、年度初めの個人面談、保護者懇談を実施する。日常の観察としては、毎日のSHR・終礼を実施するとともに常に教員が近くに常駐する体制を作り、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。違和感を感じたときは迷わず声をかける。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、保護者懇談を活用するとともに、保護者からの相談・情報提供が速やかに学年の教員に届く体制を作る。
- (3) いじめに関して生徒やその保護者、教職員が安心して相談できる相談窓口を設けるとともに、保健室とのきめ細かい連携体制を確立する。
- (4) 生徒には、集会、SHRでの連絡やポスター掲示などにより、また保護者には、保護者懇談、保護者向け通信などにより、相談体制を広く周知する。
担任会・学年会での情報交換や教担会議、教育支援委員会、人権教育推進委員会等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。
- (5) 教育支援委員会等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて「いじめ対策委員会」で適切に判断するとともに、教職員全体で共有していく。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた生徒は、周囲からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの可能性を視野に入れ、早い段階から適確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、生徒や保護者から、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の保護を最優先に考え、「絶対に守る」という姿勢で思いに寄り添い、受け止めることで、安心・安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員がいじめを発見したり、または相談を受けたりした場合には、教職員は一人で抱え込み判断せず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会で情報共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無について、事実確認を行う。

関係者への聴き取りは、原則「同時」「個別」「別室」で行う。その際、事実関係と指導を区別し、時系列を意識しながら聴き取りを行う。(聴き取り生徒に対し、食事や水分摂取および排泄等に配慮する)

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、いじめ対策委員会において情報共有を行い、事実関係を

確認の上、組織的に今後の指導・支援方針を決定し、教職員の共通理解を図ること。また、多方面から迅速かつ的確に対応することで被害生徒を徹底して守り通すこと。

その際、情報の収集・集約（SNS上のやりとり等は、本人了承のもと保管する）、正確な実態把握について議事録を作成し、「可視化して考えるための記録」を行う。

被害生徒が安全・安心に学校へ通えるようにするため、必要に応じて加害生徒に対する別室指導等の措置をとる。

また、管理職は、生徒の生命や身体の安全がおびかされるような重大な事案、被害生徒が登校できていない事案、学校間にまたがる事案、自校だけでは解決が困難な事案については、教育庁に報告する。

(4) 被害・加害生徒の保護者への連絡については、状況により家庭訪問等で直接会って、状況や学校の指導・支援方針をより丁寧に行うことで保護者の理解をえて協力を求める。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月をめやす)

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

いじめの防止等のための基本的な方針（最終改訂 平成29年3月14日）

また、上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめられた生徒及びいじめ行為に及んだ生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を保障し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。

その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、原則「同時」「個別」「別室」で行うなど配慮する。

事実関係を聴取した後は、いじめ対策委員会において情報共有を行い、事実関係を確認の上、組織的に指導・支援方針を決定し、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに継続的な支援を行う。

- (2) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり学校は、複数の教職員が連携し必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめに同調していたり、いじめを見たりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのためにまず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になってそのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じ、意識と行動の変容を促す。

つまり、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚した学級経営をするとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒たちが意見の異なる他者とも良好な関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、削除依頼が可能な場合は削除する。

いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒から聴き取り調査を行う。生徒が被害にあった場合は、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) ネット上のいじめは、重大な事態になって発覚することが多い。例えば、ラインのやり取りやX及びインスタグラム等の投稿で、解釈の誤解から疎外感を感じ孤立したり、安易に自己や他者の画像や個人情報などをネット上にあげたりすることによるトラブルが後を耐えない。

情報モラル教育を進めるため、教科「情報」やその他の教科及びホームルーム活動において、「情報の受け手」として必要な基本的技能や学習や「情報の発信者」としての必要な知識・能力・判断を学習する機会を設ける。

7. 重大事態への対処

第28条

学校の設置者又は、その設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の自体の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は、その設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に関わる事実関係を明確にするために調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」については、被害生徒の状況に着目して判断する。
 - *生徒が自殺を企図した場合
 - *身体に重大な傷害を負った場合
 - *金品等に重大な被害を被った場合
 - *精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手する。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

② 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、校長・准校長は直ちに学校の設置者である府教育庁へ報告する。府教育庁は事態発生について速やかに知事へ報告を行う。

附則

この基本方針は令和6年5月1日から施行する。